

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和2年11月29日 15時36分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜区 塩釜小浜B防波堤灯台から真方位061° 1.6海里付近 （概位 北緯38° 19.1′ 東経141° 07.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートBack Lashは、 <sup>バック</sup> <sup>ラッシュ</sup> 錨泊中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Back Lash、5トン未満（長さ5.37m）
船舶番号、船舶所有者等	210-44119宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、錨泊して釣りを行った後、釣り場を移動しようとしたところ、船外機を始動できず、予備のバッテリーに付け替えて再度始動しようとしたものの、始動できなかったため、船長が海上保安庁に通報した後、来援した同庁の警備救難艇によりえい航されて出航地に戻った。</p> <p>本船のバッテリーは、約5年前から使用しており、本インシデント後、予備のバッテリー1個も含め、2個のバッテリーとも過放電の状態であったことが確認された。</p> <p>船長は、出航前、バッテリーの充電量が不足していたのが分かっていたので、出航しなければ良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、バッテリーの充電量が不足していた状態で出航後、船外機を停止して錨泊中、バッテリーが過放電となったことから、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、バッテリーの充電量が不足していた状態で出航後、船外機を停止して錨泊中、バッテリーが過放電となったため、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、発航前等ふだんからバッテリー（予備バッテリー</li> </ul>

	を含む) の充電量を確認しておくとともに、充電量が低下しているときは、交換や充電を行ってから出航すること。
--	---